

経営法学における電子化の実態と課題

——商法・会社法・手形法・小切手法を中心として——

櫻 井 隆

1. はじめに

インターネットに代表される情報ネットワークの領域は、現代ビジネスと密接に関連を有する分野を広範に含んでいる。例えば、ネット上のプライバシー保護、ネットによる犯罪、デジタル・コンテンツの知的財産権、電子メールの管理、ネット上での消費者保護、さらには電子商取引や電子署名、また会社関係書類の電子化、手形の電子化に関する法律などは、現代ビジネスの世界を大きく変えたといえる。このように近年の情報技術の発展は、益々多方面に大きな影響を与えているが、この点、経営法学の領域についても同様のことがいえる。具体的には例えば、会社法では平成13年の商法改正で、IT技術を会社関係にも活用すべく、改正がなされたものであり、また平成19年に成立した電子記録債権法も手形を電子化させるために作られたものである。さらには本年6月13日に開催された日本公証法学会においても「公証実務における電子情報技術の活用について」と題する研究報告がなされるなど活用実態には目を見張るものがある。

さて、このような電子情報技術の発展が、有価証券のペーパーレス化を可能なものにした。本来、有価証券の意義に関しては従来より学説上争いがあるが、本稿ではこの論争に立ち入るものではなく、いわゆる手形・小切手、株券・社債券を念頭に議論を進めていくが、ペーパーレス化は何も有価証券に限るものではなく、商業信用状といった有価証券ではないものについても進展しつつあるのが現状である⁽¹⁾。さらには有価証券のペーパーレス化の進展は、法律的地からのみの問題ではなく、経済的な実体の面からも論じなければ、その本質を見失うきらいがある。例えば、コマーシャル・ペーパーは経済的には資本市場での短期資金調達のための手段とされているが、法律的には約束手形と構成されている。すなわち、ペーパーレス化にあたっては社債と同様の「投資証券」と把握して、その経済的機能を考える必要がある⁽²⁾。

ところで、ペーパーレス化の意義については、株券の場合を考えるならば明らかなように、権利移転の口座振替化を意味している。これによるメリットとデメリットを考慮しながらも、より各関係者にとってメリットが大きいと判断されたために今日に至ったといえる。

また、手形の電子化に見られるように手形を電子化するために電子記録債権法を成立させたが、これによって現行手形法・小切手法が、紙としての手形・小切手を必要としなくなったと

ということではない。なぜならば、手形が電子化されたことによって、紙としての手形が全くなくなっただのかといえ、そうではないからである。また現象面で有価証券という紙が世の中から完全になくなるかどうかはさほど重要なことではない⁽³⁾。この点について、神田秀樹教授は「紙があっても、それが、預託機関等の機関に預託されて市場を流通せず（「不動化」）、あるいは、多数の権利者の有価証券が一枚の紙にされたうえで（「大衆化」）右のような機関に預託されて流通しない状態で、権利移転の方法が、「帳簿化」されれば、紙そのものが世の中から消えてなくならなくても、ペーパーレス化と呼ぶにふさわしい現象である」とされる⁽⁴⁾。

さらに有価証券理論に関しては争いがあるが、少なくとも多くの学説は権利の移転の面だけでなく、行使の面についても権利と証券の依存関係を認めるが、この場合、当然に権利の移転の場面のペーパーレス化だけではなく、権利の行使の場面でのペーパーレス化ということも考えなければならない。

このように有価証券を中心としたペーパーレス化の流れは、今後益々大きくなるものと考えられるが、本稿では経営法学の分野、特に商法、会社法、手形法・小切手法の分野での電子情報技術の活用の実態と課題について検討することとする。

（注）

- (1) Boris Kozolchyk, The Paperless Letter of Credit and Related Document of Title, 55 Law and Contemporary Problems 41 (1992). 神田秀樹「ペーパーレス化と有価証券法理の将来」河本一郎先生古稀祝賀・現代企業と有価証券の法理（有斐閣、平成6年）155頁参照。
- (2) Uniform Commercial Code § 3-102 Official Comment 2; § 8-102 Official Comment 4. 神田・前掲156頁参照。
- (3) この点について、始関正光・高橋康文両氏は「手形の無券面化は、同条約（ジュネーブ統一手形条約）を廃棄しない限り困難である」（カッコ内筆者）であるとされる。同編著『一問一答電子記録債権法』（商事法務、平成20年）10頁。
- (4) 神田・前掲157頁。

2. 商法における電子化

（1）商業登記の電子化

商業登記分野での電子化が採用されたのは、平成14年の商業登記法の改正であった。すなわち、具体的には同法第3章の2の「電子情報処理組織による登記に関する特例」が新設され、同法第113条の2第1項は「……登記所……においては、……その事務の全部又は一部を電子情報処理組織によって取り扱うことができる。……」と規定し、登記所での事務の取り扱いが電子情報を使って処理することが認められた。これは、登記所において、その事務を電子情報処理組織によって取り扱う場合に、その登記簿の調整方法等について規定したものである⁽¹⁾。この商業登記所の事務が電子情報処理組織によって処理されることによって、従来からの商業登記および

印鑑に関する事務に関しても大きな変更が加えられた(同特例第113条の2から第113条の7)。

(2) 商業帳簿の電子化

平成13年商法改正によって商業帳簿の電子化が図られた。具体的には旧商法第33ノ2が追加され、同条第1項は「商人ハ会計帳簿又ハ貸借対照表ヲ電磁的記録……ヲ以テ作ルコトヲ得」と規定した。これを受けて、商業登記法第19条の2において「登記の申請書に添付すべき定款、議事録若しくは最終の貸借対照表が電磁的記録で作られているとき……は、……当該電磁的記録に記録された情報の内容を記録した電磁的記録……を当該申請書に添付しなければならない」との規定が追加された。本条は、上記平成13年商法改正を受け、商法改正関係法整備法により商業登記法の一部が改正され、登記の申請書の添付書面が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録を申請書に添付すべきという通則的規定を設けたものである⁽²⁾。

(注)

- (1) 法務省民事局第四課＝商業登記実務研究会『新版商業登記法逐条解説』(日本加除出版、平成4年)477頁。
- (2) 商業登記実務研究会『新版商業登記法逐条解説』(日本加除出版、平成17年)87頁。

3. 会社法における電子化

(1) 定款の電子化

定款の電子化は、平成13年の商法改正によって導入された。改正前商法では同法第166条第1項は「株式会社ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載……スルコトヲ要ス」と規定し、あくまでも記載、すなわち書面としての定款のみを想定していた。ところが、平成13年の商法改正で同条は「株式会社ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス」と規定し、さらに同条第3項は「第33条ノ2(電磁的記録による会計帳簿等)ノ規定ハ定款ニ之ヲ準用ス」と改正された。これは当時例えば、損益計算書や附属明細書というように「書」という文言が入っている場合は、文言上書類としか読めないが、貸借対照表や定款というような「書」などの文字や語感からは直ちに書類に限らない場合には、まず、電磁的記録をもって作成することができるとされ(改正商法33ノ2・1項)、次に、電磁的記録で作成したものを含めるということにした。これに対して、「書」という文言上書面であることが、明らかな場合には、旧商法第281条第3項は「取締役ハ……書類又ハ……附属明細書ニ記載スベキ情報ヲ記録シタル電磁的記録ノ作成ヲ以テ此等ノ書類ノ作成ニ代フルコトヲ得」と規定し、書面に代えて電磁的記録を作成してもよいとする⁽¹⁾とともに、この場合は書面を作成したものとされた。

会社法では第26条第2項で「前項の定款は、電磁的記録……をもって作成することができる」とし、さらにこの場合の電磁的記録とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供さ

れるものとして法務省令で定めるものをいうと規定している（同項カッコ内）。この場合の「法務省令で定めるもの」とは、「磁気ディスクその他これに準ずる方法による一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの」とされている（会社則224）。さらに「その他これに準ずる方法」とは、①磁気テープ、フロッピーディスク等の磁気的方式によるもの、②ICカード、ICメモリー等のように電子的方式によるもの、③CD-ROMのように光学的方式によるもののいずれでも構わない。なお、定款は、設立登記の際に申請書に添付する必要がある（商登47・2項1号）、そのため登記申請書に添付できる電磁的記録というのは、「日本工業規格X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ」または「日本工業規格X0606に適合する120ミリメートル光ディスク」のいずれかに該当する構造の磁気ディスクでなければならない（商登19の2、商登則36・1項）。

（2）株式申込証の電子化

株式申込証の電子化も、平成13年の商法改正によって導入された。改正前商法では同法第175条第4項は「発起人ハ……記載シタル書面ヲ交付スルコトヲ要ス」と規定していたが、改正商法第175条第5項は「発起人ハ……政令ニ定ムル所ニ依リ株式申込人ノ承諾ヲ得テ株式申込証ノ用紙ノ内容タル事項ヲ電磁的方法ニ依リ提供スルコトヲ得」と規定した。その後、会社法第59条第4項では「前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる」と規定し、紙による株式申込証の制度を廃止した。これは発起人には募集に応じて設立時募集株式の引き受けの申し込みをしようとする者に対して、一定の事項を通知しなければならないという義務があり（会59・1項）、これ以上に通知の方法まで法定する必要はないとされたためである⁽²⁾。

（3）各種会議の招集通知の電子化

創立総会をはじめ株主総会、社債権者集会の招集通知の電子化も、平成13年の商法改正の際に導入されたが、この時の改正の大きな柱の一つが、会社関係書類の電子化で、その中の一つが株主総会に関しての招集通知や議決権行使など電磁的方法によることが可能になったことである。例えば、株主総会の招集通知に関して、具体的には平成13年商法改正以前では同法第232条第1項は「総会ヲ招集スルニハ……其ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス」と規定し、さらに同第2項は「前項ノ通知ニハ……事項ヲ記載スルコトヲ要ス」と規定していた。いずれも「記載」という文言より書面を前提としていたといえる。これに対して、改正商法第232条第1項は改正前と同様の規定内容となっているが、それを受けた第2項では「総会ヲ招集スル者ハ前項ニ規定スル書面……ニ代ヘテ政令ニ定ムル所ニ依リ株主ノ承諾ヲ得テ電磁的方法ニ依リ通知ヲ発スルコトヲ得」と規定され、さらに同第3項は「……会議ノ目的タル事項ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス」とされた。これは「商法、有限会社法及び商法特例法の関係規定に基づく電磁的方法による情報の提供等に関する承諾の手續等を定める政令」第9条で株主の承諾を得て、「電子情報処理組織を使用する方法其他の情報通信を利用する方法」（旧商130・3項）、具体的には商法施行規則第5

条の「インターネット利用またはフロッピーディスク、CD-ROMの交付」によることとなる。実際上は、承諾を得た株主に対して、インターネットを利用して電子メールとウェブサイトへの掲示を利用している(商法施行規則5・1項1号)。改正後は招集通知に関して、創立総会については同法第232条第2項で株主総会の招集通知に規定が準用され(旧商180・3項)、社債権者集会の場合も同様に第339条第1項で株主総会の招集通知の規定が準用されていた(旧商180・3項)。

ただし、招集通知の電子化は会社の義務ではなく、あくまでも株主へのサービスとして行うことができるのであって、そのため会社としても株主の承諾を必要とした(同・2項)。またメールによる招集通知を株主が承諾した場合は、会社はその年度の属する営業年度に関する定時総会の終結まで、正当な理由がなければ拒絶できないために(改正商法204ノ2・3項)、その間の事前質問状も電子メールで受け付けることになる(改正商法237ノ3・3項)。そこで総会の事務を担当する総務部の事務量が膨大となることが予想されるために、当初は上場企業の多くは電子化に慎重であった。この点、図表1によると2002年では「採用した」が3社で、率としては0.2%であったのに対して、「採用しなかった」が1740社で、率としては88.4%で、圧倒的に採用されなかった。この傾向はその後も続いていることが同表から理解することができる。

(4) 議決権代理行使書面の電子化

同様に創立総会をはじめ株主総会、社債権者集会の場合の代理行使書面の電子化も、平成13年の商法改正の際に導入された。そもそも議決権の代理行使は株式の広範囲の分散化が進み、株主自ら株主総会に出席して議決権を行使することが困難となり、そのため株主総会の定足数を充足させることも容易でなくなった。そこでこれを容易ならしめ、株主総会の決議を成立させるために、議決権の代理行使は必要不可欠とされ導入された⁽³⁾。このような背景を考えると、近年の電子情報技術の発展が、さらに株主総会の定足数を充足させ、株主総会の決議を成立させるために、議決権の代理行使を書面から電子媒体へと移行することもまた必要不可欠であったと考える。具体的には平成13年商法改正以前は書面による議決権行使や電磁的方法による議決権行使に関して、何ら規定されていなかったが、改正商法第239条第2項は「株主ハ代理人ヲ以テ其ノ議決権ヲ行使スルコトヲ得但シ其ノ株主又ハ代理人ハ其ノ代理権ヲ証スル書面ヲ会社ニ差出ダスコトヲ要ス」と規定するとともに、同第3項は「第222条ノ5第3項及第204条ノ2第3項(電磁的方法による提供)ノ規定ハ前項但書ノ書面ノ差出ニ之ヲ準用ス」と規定した。この点に関しては前述した各種会議の招集通知と同様に創立総会についても、社債権者集会の場合も同様に準用されている。

(5) 書面投票制度の電子化

書面投票制度の電子化に関しては、創立総会をはじめ株主総会と社債権者集会に関して電子化がなされた。具体的には平成13年商法改正以前は書面による議決権行使に関して、何ら規定されていなかったが、改正商法第239ノ2条第1項は「会社ハ……総会ニ出席セザル株主ガ書面ヲ以テ議決権ヲ行使シ得ベキ……」と規定した。この点に関しては前述した各種会議の招集通知と同様に創立総会についても、社債権者集会の場合も同様に準用されている。

これと同様に、書面投票制度の電子化に関しては創立総会においても同様の規定がある。すなわち、同法第68条第3項は「発起人は……書面による通知の発出に代えて、……電磁的方法により通知を発することができる」と規定し、電子化された。

改正商法以前は、監査特例法上の大会社で、かつ株主が1000人以上の会社のみが書面投票制度が認められていたが、改正後は取締役会決議で書面投票制度を採用することができるようになった。すなわち、同制度を採用できる対象会社の範囲を拡大するとともに、その採用に関しても会社の判断に委ねた。この改正で電磁的方法による議決権行使が可能となったが、具体的には電子メールかインターネット、すなわち会社のホームページにアクセスして入力することになり、会社から送付された議決権行使書のフォーマットの上に、株主が賛否の意思表示を入力して、総会前日までに会社に返信することとなった(改正商法239ノ3・5項)。

(6) 参考書類の電子化

参考書類の電子化に関しても創立総会をはじめ株主総会と社債権者集会に関して電子化がなされた。具体的には平成13年商法改正以前は参考書類の電子化に関しては何ら規定がなかった。改正後は、招集通知の電子化に承諾した株主に対しては、電磁的方法により招集の通知をするときは、同時に参考書類を電磁的方法により提供できるとされ、電子化も併せて導入された(改正商法239ノ3・2項、同3項)。これは招集通知を電磁的方法により受領することを承諾した株主に対してまで、議決権行使の書面等の交付を義務づける必要はなく、そこでこれらの書類の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供できるとした。この点実際上は、電子メールとウェブサイトに参加書類の内容を掲示するという方法によった。

なお、参考書類の電子化に関しては社債権者集会についても、招集者が電磁的方法によることを承諾した社債権者に対して電磁的方法によって招集通知を発した場合には、社債権者集会の参考書類に記載すべき事項を電磁的方法で提供できるとされている(会721・2項)。

参考書類の電子化に関しては、原則は「書類」を株主に交付することであるが(改正商法237ノ3・1項)、招集通知の電子化に合わせ、参考書類の電子化も併せて導入された。すなわち、招集通知の電子化に承諾した株主に対しては、参考書類の電子化も併せて導入された(改正商法239ノ3・2項、同3項)。

(7) 議事録の電子化

議事録の電子化に関しては、創立総会や株主総会のほか取締役会、監査役会、各種委員会の議事録に関しても同様に電子化された。具体的には平成13年商法改正以前では旧商法第244条は「総会(株主総会)ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作ルコトヲ要ス」(カッコ内筆者)と規定しており、この規定文言からするならば、書面による議事録作成とされていた。改正後では改正商法第244条第4項は「第33ノ2ノ規定ハ第1項ノ議事録ニ之ヲ準用ス」と規定された。因みに、第33ノ2第1項は「商人ハ会計帳簿又ハ貸借対照表ヲ電磁的記録……ヲ以テ作ルコトヲ得」という規定である。この点は、創立総会についても同様な規定があり(旧商180・3項)、さらに取締役会にも

同様な規定があった(旧商260ノ4)。この点に関して、会社法第318条第4項第1号は「……議事録が書面をもって作成されているときは、……」と規定するとともに第2号では「……議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、……」と規定している。このように株主総会での議事録の電子化が認められた。同様に創立総会(会81・3項2号)、取締役会(会369・4項)、監査役会(会394・2項2号)、各種委員会(会412・4項)についても議事録の電子化の規定が設けられた。

(8) 各種会議の決議の省略についての電子化

各種会議の決議の省略(書面決議)についての電子化に関しては、創立総会と株主総会、さらに取締役会に関して電子化がなされた。この点の改正は平成14年の商法改正でなされた。同改正商法第253条第1項は「総会ノ決議ノ目的タル事項ニ付……議決権ヲ行使スルコトヲ得ル全テノ株主ガ……電磁的記録ヲ以テ……同意シタルトキハ其ノ提案ヲ可決スル……」と規定した。会社法はこれを引き継いでいる。具体的には株主総会に関して会社法第319条第1項は「取締役……が株主総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき株主……全員が電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する……」と規定している。これは合弁会社などのような会社と密接な関係のある株主のみから成るような閉鎖的な会社について、手続きの簡素化を図ったものである。この点は、創立総会(会82・1項)、取締役会(会372・1項)も同様である。但し、監査役会については技術的には可能であるが、これを認めると監査役会制度の下でも監査役の独任制を認めながら書面決議を認めるのは、合議体としての機関を設けた意味が乏しくなるとの理由から、これを認めなかった⁽⁴⁾。同様に、各種委員会の決議の省略(書面決議)も認められていない。

(9) 株主名簿・新株予約権原簿・社債原簿・端株原簿の電子化

株主名簿・社債原簿についての電子化に関しては、平成13年商法改正で実現した。具体的には平成13年商法改正以前はこの点に関する何ら規定がなかった。改正後は株主名簿・社債原簿について、同第263条第3項第2号は「株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタル場合……」と規定し、これらの電子化がなされた。この点現行会社法では第122条第1項は「……株式会社に対し、……当該株主名簿記載事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる」と規定された。また新株予約権原簿に関して、会社法第250条第1項は「……当該新株予約権原簿記載事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる」と規定している。同様に、社債原簿に関しても会社法第682条第1項は「……当該社債原簿記載事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる」と規定している。これに対して、旧商法にあった端株原簿の電子化制度は、会社法では廃止された。その理由は、端株制度そのものが利用頻度が低く、そのために会社法の制定時に端株制度が廃止されたのに伴い、端株原簿自体も併せて廃止されたためである。

(10) 株券喪失登録簿の電子化

株券喪失登録簿についての電子化に関しては、平成14年改正で電子化された。具体的には平成14年商法改正以前は何らこの点に関する規定はなかったが、改正後は第263条第6項第2号で

「株券喪失登録簿が電磁的記録ヲ以テ作ラレタル場合……」と規定された。この点現行会社法では第231条第2項第2号で同様の規定が設けられ、「株券喪失登録簿が電磁的記録をもって作成されているときは、……」と規定し、会社法制定前と同様の規定が設けられた。

(11) 監査役の監査報告書の電子化

監査役の監査報告書の電子化に関しては、平成13年に電子化された。具体的には平成13年商法改正以前は何ら規定がなかったが、改正後は第281条ノ3第3項で「第281条第3項〈電磁的記録の作成〉ノ規定ハ第1項ノ監査報告書ノ作成ニ……準用ス」とされ、この場合の第281条第3項とは「……書類……ニ記載スベキ情報ヲ記録シタル電磁的記録ノ作成ヲ以テ此等ノ書類ノ作成ニ代フルコトヲ得」という規定である。

この点、現行会社法では監査役の監査報告書の電子化に関する規定はない。したがって、前述したように監査報告書というように「書」という文字が使われるため、平成13年の改正の趣旨より監査役の監査報告書の電子化は可能であるという解釈が成り立つ。しかしながら、筆者はこれを否定的に解する。その理由は、旧商法時代にはこれを認める明文があったのに対して、現行会社法あるいは会社法施行規則にそれを認める規定がないこと、さらに会社法施行規則第109条第2項にあるように監査役会の議事録の電子化は明文をもって認めているのに対して監査役の監査報告書についてはあえて規定を設けていないこと、また、同規則第106条が監査役の調査の対象として電磁的記録も、その調査対象としているのにもかかわらず、監査役の監査報告書の電子化の規定を設けていないのは、これを否定する趣旨と解するのが素直な解釈と考えるからである。

(12) 会計帳簿・計算書類の電子化

会計帳簿・計算書類の電子化に関しては、昭和49年の商法改正に際して、商法改正研究会より「商法改正要綱私案」が示され、その中で会計帳簿や計算書類その他の会社の重要書類をマイクロフィルムその他の情報保存機器により保存することができるようにすべきとの提案がなされた⁽⁵⁾。法務省も同年にマイクロフィルムによる会計帳簿の保存を認めている⁽⁶⁾。しかし、田中誠二教授は「商人は10年間その商業帳簿およびその営業に関する重要書類を保存することを要すというのは、商業帳簿自体または営業に関する重要書類自体を保存することを要するということであって、これに代って、その処理手続(プログラム)の保存が十分な場合に限り、見読可能となる磁気テープまたは、その作成手続につき適正な方法……をとることを要するマイクロフィルムについては、その保存で足りるという意味には解しえない」とされる⁽⁷⁾。このような経過を経て、会計帳簿・計算書類の電子化は、昭和49年の商法改正の際には見送られ、その後、平成13年の商法改正で実現した。具体的には平成13年商法改正以前は何ら規定はなかったが、改正後は第281条第3項で「……書類……ニ記載スベキ情報ヲ記録シタル電磁的記録ノ作成ヲ以テ此等ノ書類ノ作成ニ代フルコトヲ得」と規定された。

この点、現行会社法では第435条第3項は「計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる」と規定された。ただ、会社法制定前では、会

計帳簿や貸借対照表は解釈上では電磁的記録による作成が可能であったものを確認するための規定であるとされていたのに対して、損益計算書や営業報告書は規定上電磁的記録によることができないと解されていたために、電磁的記録によることができるように明文で規定された⁽⁸⁾と解されていた。これに対して、会社法では上記のように計算書類、事業報告およびこれらの附属明細書については電磁的記録による作成ができることを明確にするとともに連結計算書類についても同様の規定を置いている(会444・2項)。なお、会計帳簿については、電磁的記録による作成ができる明文規定がないが、会社計算規則には、書面または電磁的記録による作成ができる旨の規定がある(同4・2項)。これらより、会計帳簿は電磁的記録による作成も当然にできるのに対して、計算書類は当然にはできないことを前提に、明文をもって電磁的記録による作成⁽⁹⁾ができることを認めていると解することができる。

(13) 計算書類の公告に関する電子化

計算書類の公告についての電子化に関しても、平成13年に電子化がなされた。具体的には平成13年商法改正以前は何ら規定がなかったが、改正後は第283条第5項で「会社ハ……貸借対照表ニ記載又ハ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ……執ルコトヲ得」と規定していた。すなわち、5年間の開示義務を伴った計算書類の公開を電磁的方法でなすことを認め、その場合には決算公告は不要とされた。これは計算書類をホームページに掲載すれば、決算公告をしなくともよいということである。

この点、現行会社法では第440条第3項で同様の規定が設けられている。すなわち、同項は「……株式会社は、……情報を、……電磁的方法により……置く措置をとることができる」と規定し、会社法制定前と同様の規定が設けられている。

(注)

- (1) 鳥飼重和監修『平成13年11月成立株式制度・株主総会改正商法の実務Q&A』(中央経済社、平成14年)207頁。
- (2) 江頭憲治郎『株式会社法』(有斐閣、平成18年)89頁。
- (3) 菱田政宏『株主の議決権行使と会社支配』(酒井書店、昭和36年)61頁。
- (4) 江頭・前掲書482頁。
- (5) 商法改正研究会「商法改正要綱私案」商事法務研究501号11頁。
- (6) 昭和49年11月18日民4第6029号民事局長回答。
- (7) 田中誠二『商法総則詳論』(勁草書房、昭和47年)298頁。
- (8) 郡谷大輔「平成13年改正商法(11月改正)の解説(9)」商事法務1662号73頁。
- (9) 片木晴彦『第2款計算書類等』会社法コンメンタール10(商事法務、平成23年)162頁。

4. 手形法における電子化

従来、中小会社を中心とした企業事業者が資金を調達する手段としたのは、銀行などの金融

機関からの借入れが中心であった。その際の融資の担保は不動産担保への依存度が高く、企業が持つ売掛債権等の金銭債権は資金調達手段としてはあまり活用されてこなかったという実態があった。この場合、企業が取引先に対して有する金銭債権には、民法上の指名債権である売掛債権とそれを原因債権とする手形債権とがあった。前者の場合、資金化する手段としては債権譲渡あるいは債権担保融資があるが、債権譲渡では人的抗弁が切斷されないあるいは対抗要件として債権譲渡について債務者からの確定日付のある証書による異議なき承諾が必要とするなどの問題点があった。一方、後者の場合、指名債権譲渡の場合のような上記の問題はないものの、資金化する場合の金融機関による手形割引には割引手数料がかかるほか、印紙代も課せられ、また紛失や盗難のリスクといった問題があり、さらにはそのようなことが生じないための保管や運搬コストがかかるという問題があった。そのような状況の中でペーパーレス化の動きが加速され、支払手形の利用が大きく減少したという傾向にあった。

このような中、近時、支払手形の利用に代わる代替方法が出てきた。例えば、「ファクタリング」と呼ばれる一括決済方式や「一括手形」と呼ばれる一括決済方式であり、またインターネットを通じて売掛債権の譲渡と決済を行う「電子手形サービス」といった制度である。

ファクタリングとは、ファクタリング業務を提供するファクターとファクタリング用益を利用する企業との間でファクタリング契約が締結され、通常の債権者と債務者との関係であるクライアントとカスタマーは、まずカスタマーの信用調査はファクターが行い、クライアントがカスタマーに持つ売掛債権はファクターが買い取るという三者間の仕組みである。ファクタリングはアメリカで開始され、その後1950年代から60年代にかけて、ドイツやイギリスなどヨーロッパ諸国に進出し、我が国には1972年に導入された⁽²⁾。しかしこのファクタリングも法的には指名債権譲渡の利用という点では二重譲渡や二重支払のリスクという問題が残るといえる点では指名債権譲渡の利用と同様であった。さらに平成10年に動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律が制定され、これによって債権譲渡登記制度が導入された。これによると一括決済方式を利用するためには、先行する債権譲渡登記の有無を確認する必要がある⁽³⁾、これではかえって煩雑な手間が増えてしまうという欠点が指摘された。

また一括手形は、昭和59年に第一勧銀と当時のジャスコが共同開発したもので、一枚の手形を振り出すことによって多数の仕入れ先毎への支払いを一括して済ませることができる手形である。その仕組みは、①支払企業であるジャスコ(振出人)から元受銀行である一勧(受取人)に一括手形を交付する、②支払企業は銀行および各仕入れ先へ内訳金額を通知する、③仕入れ先は直ちにこれを銀行に譲渡する、④各仕入れ先はその持分の範囲内で融資を受けるという仕組みである。これによって手形発行の事務の負担が軽減でき、さらに手形印紙税の節約ができるというメリットはあったが、一括手形は流通性が制限されており、「回し手形」としては利用できないことや一括手形と関連するすべての企業が順調に進んでいる場合はともかく、一旦不渡りを出した場合の対応には種々の問題が残されているなどの問題点があった。

そこで、電子的技術を活用した新たな手形代替サービスのための新たな法整備の必要性が唱

えられるようになった。1993年(平成5年)に執筆された福瀧論文では「……情報処理・伝達のための技術としての『紙(証券)』が新しい技術にとって代わられるとすると、それに伴って、紙(証券)の存在を前提とする法的技術……も何らかの影響を受けることになる」と述べられ⁽⁵⁾、紙(証券)を用いない有価証券の可能性について考察している。

それから14年後の平成19年6月20日に「電子記録債権法案」が成立した。同制度の導入は、2003年(平成15年)の政府のIT戦略本部のe-Japan戦略Ⅱにおいて、「手形の有する裏書や割引機能等を電子的に代替した決済サービス」の普及を図ることが掲げられ、さらに、翌年の2004年(平成16年)にはe-Japan戦略Ⅱ加速パッケージで、「電磁的手段による債権譲渡を推進するための制度の見直しについて、現行法上、原則として確定日付のある通知・承諾が必要とされている債権譲渡の対抗要件のあり方を含めて検討」することとなった。その後、経済産業省、金融庁、法務省、実務家研究会などの検討を踏まえて、平成17年12月法務省、経済産業省、金融庁は「電子債権に関する基本的な考え方」を公表した。

平成18年2月、法務大臣は法制審議会に対して「電子記録債権制度(案)の骨子」の整備を諮問した。これを受けた法制審議会電子債権法部会ではいくつかの論点を中心に議論がなされ、同年8月に中間試案としてまとめられた。その後、平成19年1月には要綱案が取り纏められ、同案は平成19年2月の法制審議会で採択され、法務大臣に答申された。この答申を踏まえて第166回国会に提出、平成19年6月に可決・成立した。

(注)

- (1) 小野傑=森脇純夫=有吉尚哉『電子記録債権の仕組みと実務』(金融財政事情研究会、平成19年)2頁以下。
- (2) 田邊光政『ファクタリングの基礎知識[改訂第二版]』(商事法務、昭和58年)1頁以下、ファクタリング研究会(財)兵庫経済研究所=神戸大学 ファクタリング研究会編『ファクタリング・ビジネス』3頁以下。
- (3) 北川慎介「電子債権の議論と今後の課題」ジュリスト1276号30頁以下。
- (4) 櫻井隆「一括手形の現状と課題—有価証券法的分析を中心として—」ビジネス法研究4号85頁以下。
- (5) 福瀧博之「手形・小切手法の現代的課題—紙(証券)を用いない有価証券の可能性—」高窪利一先生還暦記念・現代企業法の理論と実務(経済法令研究会、平成5年)255頁。

5. 経営法学における電子化の実態

(1) 会社法における電子化の実態

①株券の電子化は、昭和46年から一部実施されてきた。それ以前は取引所での株券の受け渡しは売り方証券会社が株券をすべて持参し、買い方がそれを引き取るという方法で行われていたが、昭和46年以降は証券会社間の受け渡しは株券という現物の移動を伴わない口座振替によってできるようになった。しかしこの制度は法的な裏付けがなく、東京証券取引所の銘柄の

みが対象で、他の取引所の銘柄は口座振替の対象とはなっていなかった。さらに参加者は東証正会員証券に限定されたいのために、地方の取引所の単独会員証券などとの間ではやはり株券の移送が必要とされていた⁽¹⁾。

そこで、昭和59年に成立した「株券等の保管及び振替に関する法律」では、法的な裏付けを与え、しかも全国の8証券取引所のすべての上場銘柄と店頭公開株が対象とされた。さらに口座振替の参加者も東証正会員証券会社に限定することなく、全国の証券会社と金融機関に拡大され、より広範囲での口座振替が実現された。しかしながら、株券の集中保管と口座振替の機関への株券の預託は株主の承諾を必要とされたために、一部の株主は株券を手元に置き、その場合には従来通り株券の受け渡しを利用することとなった。そのために、この制度そのものが不十分な形となってしまったのである⁽²⁾。

これらを根本的に解決するために平成21年に金融庁は、株式上場企業の株券廃止を制度化した。すなわち、株券を保管する証券保管振替機構への加入を上場基準とし、上場企業には株券の廃止を義務付けた。またこれに伴って、商法は従来株券の発行を原則としていたが(旧商226・1項)、平成16年の改正で株券の原則不発行を原則化した(会214)。したがって、平成21年以降は株券の電子化は上場企業には完全に実施されたことになった⁽³⁾。

②前述したように、平成13年商法改正によって株主総会の電子化が実施された。具体的には、株主総会の招集通知を電磁的方法で送付すること、あるいは書面による投票に変えて電磁的方法による議決権行使という電子投票制度が認められた。

図表1にあるように、改正後初めての2002年の株主総会では、電磁的方法によって株主総会の招集通知を行ったかどうかについては、「採用した」のはわずか3社(全体の0.2%)にすぎなかった。それに対して、「採用しなかった」と回答したのは1,740社(全体の88.4%)に上った。この低定着率の理由としては、この制度の利用については相手方である株主の個別の同意が必要とされており、そのため株主への案内や周知徹底に関して時間的な余裕がなかったとされている⁽⁴⁾。しかし2014年までの統計を見る限り、社数として最も多かったのが、2009年の51社で、率で最も多かったのが、2014年の2.8%である。平均で見てもほぼ40社台で、率も2%台と決して多いとはいえず、その意味では単に株主への周知徹底が不足しているというだけの理由ではない。

図表1 電磁的方法による総会招集通知の採用の有無

回答/年別	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
採用した	3社 0.20%	25社 1.30%	39社 2.00%	39社 2.00%	46社 2.40%	44社 2.30%	45社 2.30%	51社 2.70%	38社 2.00%	41社 2.20%	48社 2.60%	40社 2.20%	49社 2.80%
採用しなかった	1740社 88.40%	1798社 92.20%	1880社 97.70%	1897社 97.90%	1888社 97.20%	1902社 97.50%	1912社 97.50%	1844社 97.30%	1829社 98.00%	1805社 97.60%	1792社 97.10%	1751社 97.60%	1701社 96.90%

【出典】 商事法務研究会編『株主総会白書2002年版』商事法務研究1647号から商事法務研究会編『株主総会2014年版』商事法務研究2051号を参考に筆者作成。

注：「採用しなかった」という中には「次回の総会では採用予定」と「採用の予定はない」とに分かれ、上記の数字はその合計である。

つぎに、図表2の電磁的方法による議決権行使の採用について見ると、2002年に電磁的方法による議決権行使を「採用した」のは44社(全体の2.2%)にすぎなかった。それに対して、「採用しなかった」と回答したのは1,699社(全体の86.3%)に上った。ただし、「採用しなかった」という中には、「次回の総会では採用予定」と回答した会社が157社(全体の8.0%)、「採用の予定はない」が1,542社(全体の78.3%)であった。この低定着率の理由としては、この制度の利用について同意する株主がそれほど多く見込めない場合に、それによる郵送料や印刷費の軽減による合理化の効果があまり期待できないにも関わらず、電磁的方法による議決権行使を認めると事務的な負担が増してしまうとの懸念からであるとされる⁽⁵⁾。しかし議決権行使比率の低下に悩む企業にとっては電磁的方法による議決権行使を採用することは確かに議決権行使比率を高めることは期待できる。そのため2014年の統計を見る限り、517社(29.4%)の企業が電磁的方法による議決権行使を採用しており、反面「採用しない」とした会社は、1228社(69.9%)と減少していることがわかる。

図表2 電磁的方法による議決権行使の採用の有無

回答/年別	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
採用した	44社 2.20%	140社 7.20%	211社 11.00%	259社 13.40%	319社 16.40%	383社 19.60%	425社 21.70%	428社 22.60%	445社 23.80%	477社 25.80%	491社 26.60%	499社 27.80%	517社 29.40%
採用しなかった	1699社 86.30%	1665社 85.40%	1707社 88.80%	1675社 86.40%	1610社 82.90%	1564社 80.00%	1528社 77.90%	1461社 77.00%	1416社 75.80%	1362社 73.60%	1336社 72.30%	1280社 71.40%	1228社 69.90%

[出典] 図表1と同様。

注：「採用しなかった」という中には「次回の総会では採用の予定」と「採用の予定はない」、「その他」とに分かれ、上記の数字はその合計である。

また、議決権行使について電磁的方法を採用したと回答した会社について、ICJ(Investor Communications Japan)の議決権電子行使プラットフォームを採用したかどうかについては、図表3を見る限り、2008年の調査した最初の年が「採用した」と回答した会社が260社で、電磁的方法を採用したと回答した会社の61.2%であって、「採用しなかった」と回答した161社を大きく上回り、電磁的方法を採用したと回答した会社の38%であった。その後は順調に推移し、直近の2014年には「採用した」と回答した会社が381社で、電磁的方法を採用したと回答した会社の73.3%であった。これは「採用しなかった」と回答した132社を大きく上回り、電磁的方法を採用したと回答した会社の25.5%であった。

図表3 ICJによる議決権電子行使プラットフォームの採用の有無

回答/年別							2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
採用した							260社 61.20%	288社 67.30%	309社 69.40%	341社 71.50%	354社 72.10%	365社 73.10%	381社 73.30%
採用しなかった							161社 38.00%	136社 31.80%	131社 29.40%	135社 38.30%	133社 27.00%	129社 25.80%	132社 25.50%

[出典] 図表1と同様。

注：「採用しなかった」という中には「次回の総会では採用の予定」と「採用の予定はない」、「その他」とに分かれ、上記の数字はその合計である。

最後に、電磁的方法による決算公告については、2001年の商法等の改正によって認められたもので、インターネットのホームページに貸借対照表(大会社にあっては貸借対照表および損益計算書)を5年間掲載するというものであった。本改正後、電磁的方法による決算公告採用の有無についての調査がなされたが、図表4を見ると、2002年には「採用した」のは529社(26.9%)で、これに対して「採用していない」と回答した会社は1,360社で、実に69.0%であった。ところが、2004年(平成16年)改正で、電子公告が公告の方法と定めることが認められた。これによって2005年(平成17年)の調査では「電磁的方法のみで対応」が、1,404社(72.4%)で、「電磁的方法と定款紙への掲載を併用」が66社(3.4%)であったのに対して、「採用していない」と回答した会社は、わずか318社(16.4%)にすぎなかった。さらにこの年は合わせて電子公告制度の採用予定に関しても調査がなされ、それによると「採用した」と回答した会社は369社(19.0%)で、「今後採用の予定」と回答した会社は228社(11.8%)であった。これに対して、「採用の予定はない」と回答した会社は387社(20.0%)であった。

図表4 電磁的方法による決算公告の採用の有無

回答/年別	2002	2003	2004	2005	2006								
採用した	529社 26.90%	1369社 70.20%	1560社 81.10%	1611社 83.10%	869社 44.8%								
採用していない	1360社 69.00%	562社 28.80%	352社 18.30%	318社 16.40%	67社 3.5%								

【出典】図表1と同様。

注：「採用した」という中には「電磁的方法のみで対応」と「電磁的方法と定款紙への掲載を併用」とに分かれ、上記の数字はその合計である。

注2：2005年の「採用した」という中には「電磁的方法のみで対応」と「電磁的方法と定款紙への掲載を併用」の他、さらに「採用していたが電子公告に移行」の合計である。

(2) 手形法・小切手法における電子化の実態

手形・小切手の利用は昭和56年を境に減少傾向が続いている。例えば、昭和56年では全国で手形交換枚数は4,271万枚で、金額は156兆9,577億円であったが、年々減少傾向にあり、2014年(平成26年)には全国での手形交換枚数は688万枚で、金額は33兆2,655億円まで減少した。この間、交換枚数が増加したのは平成元年の手形交換枚数が382万60枚であったのが、翌平成2年には0.2ポイント増加し、382万7450枚の時であった。金額的には昭和62年まで増加し、昭和63年に減少したもののその後2年間は増加し、その後は平成22年と平成23年のみが前年を上回ったが、その他の年はすべて前年を下回っている。こうした減少した理由は、情報化社会の進展で取引の決済手段が多様化したことが最大の理由としてあげられる。例えば、コンピュータを利用して銀行のオンライン化が進み、それによってファクターを通して決済するファクタリングや債権譲渡担保方式による一括支払い、一括手形による支払いが可能となった。さらに現代社会においては、手形が活用されてきた時代とは比較にならないほどの取引数となり、また遠距離間の取引も増加するにしたがって、手形という紙を媒体とする以上、手形という紙の紛失・盗難・滅失といったリスクが存在し、このようなリスクを回避するために必要となる管理コスト、さ

らには紙の運搬にかかるコストや時間といった問題点が指摘されるようになった。そこに電子情報技術の発展が電子化することを可能にしたのである。このような背景で平成19年に電子記録債権法が成立した。但し、同法は手形を電子化したものではなく、新たに手形と異なる新しい種類の金銭債権として創設されたものである。

そこで、同制度が導入された前後の同制度の利用状況とそれに伴う手形の利用状況を見ることにする。

図表5 全国・年月別「手形交換高」

年月中	交換所数	交換高			対前年(同月)増減(△)率		手形一枚当り金額	交換日数	1日平均交換高			
		枚数	金額	差額	枚数	金額			枚数	金額		
		千枚	億円	億円		%	千円	日	千枚	億円		
昭和	56	175	427,170	15,695,778	1,851,414	△ 1.3	10.1	3,674	301	1,419	52,145	
	57	178	423,851	17,950,091	2,148,114	△ 0.8	14.4	4,235	300	1,412	59,833	
	58	179	418,373	19,139,584	2,397,813	△ 1.3	6.6	4,574	295	1,418	64,879	
	59	182	415,385	22,446,253	2,932,415	△ 0.7	17.3	5,403	289	1,437	77,668	
	60	184	413,305	26,930,337	4,146,963	△ 0.5	20.0	6,515	287	1,440	93,833	
	61	184	403,992	28,824,918	4,571,869	△ 2.3	7.0	7,135	282	1,432	102,216	
平成	62	185	396,263	41,725,946	7,685,067	△ 1.9	44.8	10,529	277	1,430	150,635	
	63	185	394,511	39,917,165	6,996,237	△ 0.4	△ 4.3	10,118	276	1,429	144,627	
	1	183	382,060	44,689,713	6,910,400	△ 3.2	12.0	11,697	250	1,528	178,758	
	2	182	382,745	47,972,906	7,005,436		0.2	7.4	12,533	247	1,549	194,222
	3	182	367,124	40,374,646	6,177,207	△ 4.1	△ 15.8	10,977	247	1,486	163,460	
	4	182	350,245	35,634,974	5,749,454	△ 4.6	△ 11.7	10,174	248	1,412	143,689	
	5	182	327,885	32,623,820	5,599,992	△ 6.4	△ 8.4	9,950	246	1,332	132,617	
	6	182	318,083	27,698,568	4,983,884	△ 3.0	△ 15.1	8,707	247	1,287	112,139	
	7	182	305,827	18,451,065	4,853,825	△ 3.9	△ 33.4	6,033	249	1,228	74,100	
	8	181	296,030	17,450,220	4,550,470	△ 3.2	△ 5.4	5,894	247	1,198	70,648	
	9	185	283,373	15,849,914	4,054,477	△ 4.3	△ 9.2	5,593	245	1,156	64,693	
	10	178	260,067	12,961,511	3,693,481	△ 8.2	△ 18.2	4,983	247	1,052	52,475	
	11	177	239,320	11,385,527	3,396,212	△ 8.0	△ 12.2	4,757	245	976	46,471	
	12	174	225,874	10,523,389	3,251,887	△ 5.6	△ 7.6	4,658	248	910	42,433	
	13	173	208,900	8,772,979	2,704,125	△ 7.5	△ 16.6	4,199	246	849	35,662	
	14	169	187,085	7,052,743	2,157,907	△ 10.4	△ 19.6	3,769	246	760	28,669	
	15	162	171,986	6,329,709	2,083,681	△ 8.1	△ 10.3	3,680	245	701	25,835	
	16	146	159,175	6,034,449	2,021,332	△ 7.4	△ 4.7	3,791	246	647	24,530	
	17	146	146,466	5,291,227	1,676,742	△ 8.0	△ 12.3	3,612	245	597	21,596	
18	140	134,235	4,779,275	1,510,027	△ 8.4	△ 9.7	3,560	248	541	19,271		
19	133	123,570	4,632,612	1,577,203	△ 7.9	△ 3.1	3,748	245	504	18,908		
20	122	112,001	4,329,745	1,505,120	△ 9.4	△ 6.5	3,865	245	457	17,672		
21	121	96,210	3,735,305	1,394,291	△ 14.1	△ 13.7	3,882	243	395	15,371		
22	121	87,993	3,758,952	1,491,502	△ 8.5	0.6	4,271	245	359	15,342		
23	119	82,585	3,796,314	1,482,260	△ 6.1	1.0	4,596	245	337	15,495		
24	118	77,453	3,692,033	1,477,645	△ 6.2	△ 2.7	4,766	248	312	14,887		
25	115	73,051	3,664,449	1,504,676	△ 5.7	△ 0.7	5,016	245	298	14,956		
26	113	68,864	3,326,553	1,274,906	△ 5.7	△ 9.2	4,830	244	282	13,633		

【出典】 全国銀行協会「平成13年版決済統計年報」および「平成26年版決済統計年報」から一部修正の上、筆者作成。

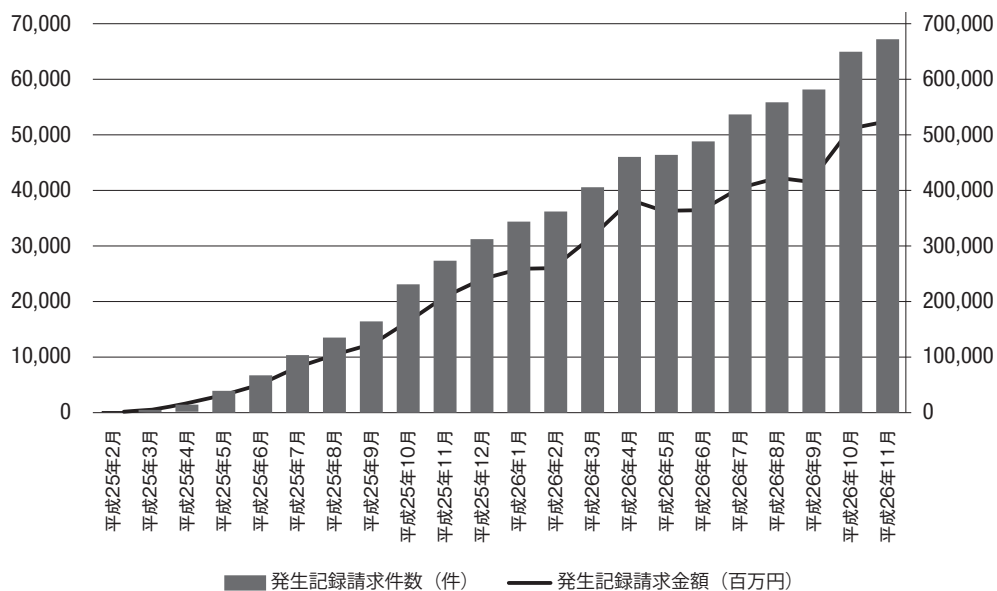
<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/stats/year1-01/>

図表5を見る限り、平成19年に成立した電子記録債権法以降、全体として交換枚数、交換金額ともに減少傾向にあることは間違いがない。しかしながら、この減少傾向は図表5を見る限り、

昭和56年から電子記録債権法が成立した平成19年までも同じく減少傾向にあり、したがって、このような減少傾向の原因がすべて電子記録債権法の成立がもたらしたものであるということとはできない。

一方、電子記録債権の利用はどのように推移しているのかを確認すると以下のようなものである。

図表6 でんさいネットの利用件数・金額推移(全国)



【出典】 寺島智美「電子記録債権制度への期待について～制度概要と導入メリットについて～」8頁。
 でんさいネット「統計情報」よりNTTデータ経営研究所が作成したもの。

図表6を見る限り、今後も順調に推移するであろう。したがって、今後も手形の利用が減少し、反面電子記録債権の利用が増加するという傾向は続くであろう。

(注)

- (1) 日本経済新聞平成3年1月16日朝刊17面。
- (2) 同上。
- (3) 日本経済新聞平成15年5月28日朝刊1面。
- (4) 商事法務研究会編『株主総会白書200年度版』商事法務研究1647号123頁。
- (5) 同上書124頁。

6. 経営法学における電子化の効用と課題

(1) 経営法学における電子化の効用

(イ) 商法・会社法における電子化の効用

① 長期保存が可能

第一に、電子化の効用として挙げられるのが、長期の保存が可能という点である。これまで「紙媒体」による保存が行われてきたが、紙媒体はどうしても長期間保存するという点では、紙の腐食によって紙そのものが破れたり、傷んだり、あるいは字が読めなくなったりと長期にわたって保存するという点では難点があった。これに対して、電子化するならば、紙媒体と比較してかなりの長期間保存が可能となる。

② 保存期間設定の廃止

第二に、前述した長期保存が可能ということになれば、電子化の効用として挙げられるのが、保存期間の設定を廃止することができるという点である。これまで商法あるいは会社法は商業帳簿・会計帳簿の保存期間を10年間と規定している(商19・3項、会432・2項)。これは保存状態の適正な維持や管理体制の維持の困難さから10年と設定されたものと思われる。しかしこの10年間は、会計帳簿のほか事業に関する資料が閲覧・謄写請求の対象となり(会433)、また訴訟における証拠資料となる可能性がある(会434)。株主代表訴訟をはじめ会社の事業に関して様々な法的紛争が生じた場合に、会計帳簿が会社の事業に関する情報を含むものとして、訴訟上重要な証拠資料となることが多い。中島弘雅教授は「刑事訴訟法上、会計帳簿を含む商業帳簿につき、伝聞法則……の例外が認められていること……にもあらわれているように……訴訟上重要な証拠資料となる」とされる⁽¹⁾。どちらにしてもこれらを電子化し、各種書類の保存を可能とするならば、この10年という期間はそれ以上あるいは廃止をしても何ら不都合はなく、前述した保存状態の適正な維持や管理体制の維持の困難さという点を会社側に強いるという点がなくなるといっても各種書類の電子化し、それによる保存可能ということになれば、会社側のメリットも大きい。

③ 簡易な検索が可能

第三に、電子化の効用として挙げられるのが、簡易な検索が可能であるという点である。紙媒体とした各種の書類等を閲覧しようとするとき、まずそれらの書類が保管・備置された場所にまで赴く必要があり、そのための時間的な問題や手間の問題など一定の制約がある。現代社会のような激しい企業間争いをしている現状を考えると、この点の問題を解決することは極めて大きいといえよう。この点、電子化されれば各種書類が保管・備置された当地に赴くことなく、今の現在地でコンピュータを使用すれば直ちに検索可能となり、しかもその検索方法も簡易なものとなる。

(ロ) 有価証券法(手形法・小切手法)における電子化の効用

有価証券は、目に見えない権利と目に見える証券とを結合させることによって流通可能とし

法的技術である。しかし現在はその紙が大量化し、そのためにかえって紙そのものをなくす試みが近年なされてきたといえる。従来株券の場合、高速取引によって株式の売買が成立してから1-2日後に株券が送られてくるというタイムラグが生じていた⁽²⁾。それを2009年に金融庁によって上場企業の株券が廃止され、上記のような株式の取引と株券の送付というタイムラグの問題は解消された。この点、社債についてはこれより以前に社債等登録法が成立し、ペーパーレス化が実施されていた。

手形の電子化については、平成14年3月に全国銀行協会は「電子手形交換所」を設置して、手形・小切手の呈示を行わずに、手形の振出人の口座番号や金額等のデータのみを受入銀行から支払銀行に電子的に伝送するという決済処理を行うというチェック・トランケーションを実施する予定でいたが、このシステムに対応させるためのコストの問題や費用対効果などの問題点が提起され、今日まで実施されなかった。その後、平成15年5月には信金中央金庫が約束手形に類似するスキームによる電子決済システムである「電子手形サービス」を導入した。しかしこの電子手形は紙を前提とする手形法・小切手法は適用されず、あくまでも当事者間での契約となるため、電子手形の流通性を保護するためには何らかの立法的な処置を講じなければならないという問題があった⁽³⁾。

このような経緯を経て、平成19年に電子記録債権法が成立した。これはまさに手形の電子化のための立法的処置であった。

(2) 経営法学における電子化の課題

① 安全性の課題

第一に、例えば、総会招集通知が届かなかった場合、その原因が株主側にある場合、具体的には株主が登録していたアドレスが誤っていた場合や株主が利用するインターネット・プロバイダーのサーバーがダウンしたり、電話回線にトラブルがあったというような場合には会社に責任はない。反面会社側のシステムにトラブルなどがあり、そのために株主に総会招集通知が到達しなかった場合には総会決議取消の訴え事由となる。

第二に、インターネット一般の問題として添付ファイルをデータ送信した場合に、例えばウイルス感染したために到達しなかった場合に、会社が会社法の規定に基き送信した場合には会社としての責任が免れるかという問題が残る。

第三に、第三者が会社になり済まして招集通知が送られた場合のために、何らかの真正性の担保が必要ではないか、という問題がある。確かにこのようなことは通常考えられないとの見解もあるが、昨今のなり済ましの問題を考えたとき必ずしも考えられないことではない。確かに真正性を担保するために電子署名などによる電子認証が必要であると解すると電子メールの利用が難しくなることが考えられる。しかし、これらによる不利益をすべて株主側に及ぼすことには問題がある。

② 機能性の課題

第一に、電子メールによる各種の通知が認められたことを踏まえると、電子メールアドレス

そのものを株主名簿への記載を認められれば、さらに一層便利になる。しかし株主名簿は株主および債権者の閲覧が可能のために、もしこの情報が社外に流出した場合には、当該株主の被る不利益は計り知れない。そこで、現行法下では株主名簿への記載からは外されている。しかし機能性という点からいえば、上記のような問題点が克服されれば株主名簿への記載が認められた方がより機能的であることは間違いがない。

第二に、現行制度では書面と電子メールの併用を会社側が行うことはできるが、株主側から併用を請求することはできないとされている。これは会社法第298条第1項第4号により株主の選択で書面による郵送か電子メールのどちらかの方法によることが選べるのであって、両者を併用することは認められていないと解されている。しかし会社側が株主へのサービスとして併用することまで否定していないとされている。しかし機能性という観点からは株主からの両者の併用を認めた方が機能性の観点からも優れているといえる。

③人材育成の課題

経営法学の分野では電子情報技術活用は今後も図られていかねばならないが、しかし電子情報技術を活用するためには安全性の担保が必要であることは述べたが、安全性の問題は単にハード面だけの問題ではなく、電子情報技術を扱う人材の育成ということが非常に重要となる。ハードの問題はある意味で金銭的な面の問題が解決されれば、克服できる問題であるが、ソフトという人的な問題は時間と労力を必要とする。

(注)

- (1) 中島弘雅『第2節会計帳簿等 第1款会計帳簿 第434条』会社法コンメンタール10(商事法務、平成23年)146頁以下。
- (2) 日本経済新聞平成15年5月28日朝刊1面。
- (3) 中島真志=宿輪純一『決済システムのすべて(第2版)』(東洋経済新報社、平成17年)312頁以下。

7. 今後の電子化の可能性—おわりに代えて—

経営法学分野での電子化の可能性は今後益々増大することは疑いようもない。また活用範囲や活用分野を含め拡大・増大しなければならない。例えば、手形法・小切手法の分野でも従来より手形・小切手の喪失した場合の法的制度として公示催告・除権決定制度を設けているが、この制度で問題となるのが、公示催告中に喪失した手形を善意取得した者との関係をどのようにとらえるかという点である。すなわち、公示催告の期間中に善意取得した者が権利の届け出をしなかった場合に、除権決定によって善意取得者の権利に影響があるかということである。この点については学説上争いがあり、除権決定を優先するという説は、このように解しないと時間と費用を費やして除権決定を得ても何の意味もないことになってしまう⁽⁴⁾。それに対して、善意取得者を優先すべきとする説は、現行の公示方法には公知性に乏しく、善意取得者

が公示催告の有無を認識する機会は極めて乏しいとする⁽²⁾。そしてこの場合の公示方法とは、裁判所の掲示板に掲示し、かつ官報に掲載となっている（非訟144・1項）。この点に関して、関俊彦教授は「近年のコンピューターとネットワークが発達したので情報通信ネットワークを利用してコンピューター入力によって容易に事故情報をやりとりする制度を考案すべきである。要するに、容易にだれでも公的ルールを通じて公衆に対して事故情報を流すことができ、また、だれでもこれに容易にアクセスできるようになれば、第三者に事故情報を流したい者は即時にそれをなすべきであり、そうすれば保護され、そうしなければ保護されないとし、他方、第三者は取得するときには情報の確認をすべきであり、それを怠ったときは善意取得による保護に値しないとすることができる」とする⁽³⁾。確かに平成14年の商法改正前では株券についても同様に喪失した場合の制度として公示催告・除権決定（当時は除権判決という名称が使用されていた）の制度が適用されていた。しかし同様の批判から株券には公示催告・除権決定は適用しないとす一方、株券失効制度が新設されたという経緯がある⁽⁴⁾。この点からすれば、関教授の主張は傾聴に値する。しかしながら、手形の電子化がなされ、年々利用枚数が減少する昨今にあって、これから制度改正するだけの費用対効果を考えると如何なものかと考える。しかし方向性としては同様に考えざるをえない。

また、課題のところでも触れたが、電子化の問題は安全性の問題に尽きるのではないか。この点は経営法学の分野のみならず、如何なる分野であろうとも安全性の問題が解決されない限り全面的に賛成という点では難しいのではないか。少なくとも問題点や危険はあるものの、より電子化するだけのメリットが大きくなければ更なる増大や拡大は困難と考える。

最後に、電子化の拡大のためにはできるだけ多くの国民がパソコンなどの電子情報技術を使いこなすだけの知識と技能とを有しなければ、更なる広がりには困難である。例えば、会社法の分野では株主総会関連の電子化が図られたが、現在の株主は機関投資家や海外投資家もあるが、最近では個人株主もかなりの割合になっている⁽⁵⁾。この個人株主の中にはパソコン等の電子情報技術に秀でた株主もいれば、それほど得意としない株主もいる。今後さらに複雑な入力等も含め、これら個人株主にこのような作業ができるかどうか、そのためには電子情報技術の活用は当然のこと、電子情報技術の使い方がより簡単に誰にでも使いこなせるツールの開発も重要な要素となるであろう。

（注）

- (1) 除権決定優先説を支持するものとして、鈴木竹雄「除権判決」『商法研究Ⅰ総論・手形法』（有斐閣、昭和56年）427頁以下。
- (2) 善意取得優先説を支持するものとして、田邊宏康『手形小切手法講義[第2版]』（成文堂、平成20年）232頁。
- (3) 関俊彦「高度情報化時代の第三者保護法理素描」平出＝小島＝庄子編・現代企業法の理論（菅原菊志先生古稀記念論集）（信山社、平成9年）339頁、同『金融手形小切手法[新版]』（商事法務、平成15年）170頁。

- (4) 江頭・前掲書170頁以下。
- (5) 平成25年度の株式の所有者別株式数によると、外国法人等の株主が26.9%、個人・その他の株主が24.3%、事業法人等の株主が23.3%、金融機関株主が22.8%となっている。東京証券取引所等『平成25年度株式分布状況調査の調査結果について』による。

(2015.11.12 受稿, 2015.11.16 受理)